

**令和7年4月1日から入院時の食費負担額が変わります。**

健康保険法施行令の改正により、令和7年4月1日から入院時の食費負担額

(入院時食事療養費・入院時生活療養費)が下記のとおり変更となります。

■入院時の食事療養・生活療養費の標準負担額(1食あたり負担額)

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	490円	<u>510円</u>
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	230円	<u>240円</u>
区分オ(長期該当)	低所得Ⅱ(長期該当)	180円	<u>190円</u>
	低所得Ⅰ	110円	110円

■居住費(水光熱費)の標準負担額(1日あたりの負担額)

対象:回復期、療養病棟(5・6・7・8・9F)に入院している65歳以上の方

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	370円	370円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	370円	370円
	低所得Ⅰ	370円	370円
指定難病、老齢福祉年金、境界層該当者		0円	0円

※居住費の変更はございません。